

# 旭川大学保健福祉学部研究倫理委員会規程

## (目的)

第1条 旭川大学保健福祉学部研究倫理委員会（以下「委員会」）は、人間を直接の対象とした精神的苦痛や身体的侵害・負荷を与えるおそれのある研究について、旭川大学保健福祉学部の教員から申請された研究計画を倫理面から審議し、必要な業務を行うことを目的とする。

## (審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 研究の対象となる者（以下「対象者」）の  
人権の擁護のための配慮に関する事項
- (2) 対象者（必要に応じて対象者の家族等を含む）に理解を求め、同意を得る方法に関する  
事項
- (3) 研究の実施及び成果の利用に伴って生ずる  
対象者への不利益に対する配慮、ならびにプ  
ライバシーの保護に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は次の者によって構成する。

- (1) 学部長
  - (2) 学科長
  - (3) 両学科から各1名
  - (4) 学長が指名する者 若干名
  - (5) 学外から学識経験者1名
2. 前項5号の委員は、評議会の議を経て学長が  
嘱託する。

## (任期)

第4条 前条第1項第1号、2号の委員の任期は、そ  
れぞれの職の任期とする。

2. 前条第1項第3号、4号、5号の委員の任期  
は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に  
欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の  
残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員長は、委員のなかから互選し、学長が任  
命する。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員  
長の指名する委員がその職務を代行する。

## (議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもつ  
て成立する。

2. 申請された研究計画について倫理面から審議  
する。
3. 委員会の委員は、自己の研究計画に関わる審  
議に出席することができない。この場合のみ、  
当該委員は委員会成立のための員数には含めな  
いものとする。

## (委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員  
以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
委員会の委員に関わる研究計画についても  
同じに取り扱う。

## (審査の手続き)

第8条 研究計画の審査を申請しようとする者（以下  
「申請者」）は、「旭川大学保健福祉学部におけ  
る人間を対象とする研究審査申請書」（様式1）  
により、毎月10日（申請日が休日にあたると  
ときは、その日の前において、その日にもっとも  
近い日で休日でない日）までに学長に申請する  
ものとする。

## (申請者の出席)

第9条 申請者は、第10条に先立ち、原則として委  
員会に出席して申請内容を説明し、意見を述べ  
るものとする。

## (審査の判定)

第10条 審査の判定は、出席した委員の3分の2以上  
の合意をもって決する。

2. 審査は、次の各号に掲げる区分により判定を  
行うものとする。
  - (1) 承認
  - (2) 修正のうえ、承認

(3) 非該当(倫理面からの審査には該当しない)

**(判定結果の通知)**

第11条 委員長は、審査終了後速やかに判定結果を学長に答申しなければならない。

2. 学長は、前項の答申に基づき「旭川大学保健福祉学部における人間を対象とする研究審査結果通知書」(以下「結果通知書」)(様式2)を申請者に交付しなければならない。

**(再審査)**

第12条 申請者は、第10条による判定が第2項2号である場合は、前条に規定する結果通知書を受領した日から起算して2週間以内に修正のうえ、再審査を請求することができる。

2. 再審査の請求は、「旭川大学保健福祉学部における人間を対象とする研究再審査申請書」(様

式3)により行われなければならない。

3. 再審査は、委員長を含む複数の委員により行うものとする。

**(委員会の事務)**

第13条 委員会の事務は、庶務課が行う。

**(委員会の開催)**

第14条 委員会は、原則として毎月最終の週に開催するものとする。

**(改 廃)**

第15条 この規程の改廃は、旭川大学評議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成20年6月25日から施行する。